

【スポーツ・レジャー保険(1日プラン)】

重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださいようお願いします。

本内容は契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点についてはお問い合わせフォームでお問い合わせください。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、本書面に記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み : この商品は傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約等をセットしたものです。

■保険契約者:ソフトバンク株式会社

■保険期間 : お客様に設定いただいた期間について保険の開始は以下のとおりとなります。

1 保険申込み手続きを完了した日が出発日当日の場合は以下のいずれかとなります。

・住居を出発した後の場合、手続きが完了した時

・住居を出発前に完了していた場合は、住居を出発した時

2 出発日前日以前に保険申込み手続きが完了した場合は旅行の目的をもって住居を出発した時
保険の終了は、住居に帰着した時刻または保険期間最終日の午後 12 時のいずれか早い時間を持って終了します。

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:

引受条件(保険金額等)、保険料はかんたん保険申込手続き画面に記載しておりますので
ご確認ください。

■加入対象者:

利用規約にご同意いただき My SoftBank から手続きいただいたソフトバンク回線のご契約者さま

■被保険者 : かんたん保険 スポーツ・レジャー(1日プラン)保険申込手続き画面で指定
いただいた 1 名が被保険者本人となります(※)。
加入者本人、配偶者、子、親、祖父母、孫、兄弟姉妹(同居・別居は問いません。)
から 1 名ご選択いただけます。

■保険料お支払方法:携帯料金合算払いでのお支払いとなります。(一時払)

■お手続方法 : かんたん保険 申込手続き画面に従ってお申し込みください。

■中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、損保ジャパン「ソフトバンクかんたん
险」お問い合わせセンターへお問い合わせください。解約された場合、未経過
期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)に相当する保険料相当額を
解約返れい金としてお支払いできる場合があります。

■満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、ソフトバンクかんたん保険(国内旅行保険)申込手続き画面等の表示内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 保険期間は、国内旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程にあわせて設定してください。
- ソフトバンクかんたん保険(国内旅行保険)申込手続き画面等の表示内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- 被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、ソフトバンクかんたん保険(国内旅行保険)申込手続き画面等の表示内容とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、国内旅行傷害保険、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任と同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

★携行品損害保険金の請求状況

- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - * 告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ご加入後の変更は行えません。保険期間開始前(保険始期より前)に変更があった場合は、契約をキャンセルのうえ、再度ご加入ください。
- 契約を解約される場合は、「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターへご連絡ください

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、ソフトバンクかんたん保険カスタマーセンターへお問い合わせください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。保険期間が始まった後であっても、旅行行程が開始する前、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに申込サイト内の保険金請求画面に従って、WEBで損保ジャパンまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)賠償責任補償特約は、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できます。

■上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払

いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

本書面の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

【スポーツ・レジャー保険(1日プラン)】

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

この保険は、スポーツ・レジャー中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(※)や損害を補償します。(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)。

■保険期間の開始時より前および保険期間終了後に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注1)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

(注2)天災危険補償特約がセットされたご契約です。

被保険者が「地震・噴火またはこれらによる津波」によりケガをされた場合もお支払い対象になります。
(死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内補償)	死亡 保険金	<p>スポーツ・レジャー中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただしすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いいたします。</p> <p>死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</p>
	後遺障害 保険金	<p>スポーツ・レジャー中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p>

	<p>後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)</p>	<p>るボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>
入院保険金	<p>スポーツ・レジャー中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(事故の発生の日から 180 日以内)</p>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
手術保険金	<p>スポーツ・レジャー中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)</p> <p><入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p>	

	<p>(※1)以下の手術は対象となりません。</p> <p>創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
賠償責任 (注)	<p>スポーツ・レジャー中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注)被保険者が未成年者または責任無能力者の場合で、その未成年者または責任無能力者の行為により、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族およびスポーツ・レジャー行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(ホテル、旅館等の宿泊施設の客室に与えた損害については除きます。) ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>(※)次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>①原動力がもっぱら人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート 자체の損壊により発生する貸主へ</p>

		の賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)
携行品損害 (注) ※しっかりプランのみ対象	<p>スポーツ・レジャー中に日本国内において発生した偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合、被害物の時価(※2)を基準に算出した損害額から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者がスポーツ・レジャー行程中に携行する被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注1)1個、1組または1対のものについては各10万円を、現金、乗車券、宿泊券等については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。 有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、自動車、原動機付自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山等危険なスポーツをしている間のそのスポーツのための用具など</p> <p>(注3)「釣竿等釣り用に設計された漁具」は携行品損害保険金の支払対象外となります。</p> <p>(注4)携行品の紛失・置き忘れは携行品損害保険金の支払対象外です。また、盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明が必要となります。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤欠陥 ⑥自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑦機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑧偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑨置き忘れまたは紛失</p> <p>など</p>
救援者費用	スポーツ・レジャー行程中に以下①から③	①故意または重大な過失

(注)	<p>までのいずれかに該当した場合に、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動が必要なことが公的機関により確認された場合</p> <p>③急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(※1)次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した方からの請求に基づいて支払った費用。</p> <p>イ. 交通費 救援者(※2)の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。)。</p> <p>ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料。ただし、救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。</p> <p>エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用、または治療を継続中の被保険者を現地から病院等へ移転するために要した移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃を差し引いてお支払いします。</p> <p>オ. 諸雑費 救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(3万円を限度とします。)。</p> <p>(※2)「救援者」とは、被保険者の捜索、看</p>	<p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング等危険な運動を行っている間の事故</p> <p>など</p>
-----	---	--

	護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。	
--	---	--

(注)補償内容が同様のご契約(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

(※)スポーツ・レジャー保険や国内旅行保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

その他ご注意いただきたいこと

(1)保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(2)クーリングオフ

この保険は保険期間が1年以下ののみとなるため、クーリングオフの対象とはなりません。

(3)保険会社破綻時等の取り扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われ

た場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(4)個人情報の取り扱いについて

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することができます。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

□取扱代理店 ソフトバンク株式会社

〒105-7629 東京都港区海岸1丁目7-1東京ポートシティ竹芝オフィスワード

□引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 情報通信産業部営業課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

□ご加入内容に関するご相談、お問い合わせや解約のお申し出等

損保ジャパン「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンター

TEL 0120-066-411

平日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

□事故のご連絡

損保ジャパン・事故サポートセンター

TEL 0120-778-177

24時間365日受付

□保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル)0570-022808 <通話料有料>

<受付時間>

平日：午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

※取扱代理店であるソフトバンク株式会社は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、当社とご加入いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

(SJ25-03133 2025年6月17日)